

医療費は皆様の保険料で賄われています！ 健康保険の適切なご使用を！

～整骨院・接骨院（柔道整復師）のかかり方～

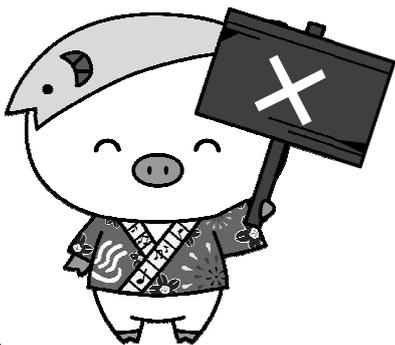
整骨院・接骨院は「柔道整復師」と呼ばれる専門職による施術をする機関です。
そのため、**健康保険が使用できる範囲は限られています。**

健康保険が**使える**場合（工作中や通勤途中の負傷は労災保険となります）



打撲 捻挫 挫傷
（一般に、打ち身・ひねり・くじきのことです。）
骨折 不全骨折（ひび） 脱臼

健康保険が**使えない**場合



単なる肩こり、筋肉疲労
慰安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用
病気（神経痛・リウマチ・関節炎・ヘルニアなど）か
らくる痛み、こり
過去の交通事故等による後遺症
脳疾患後遺症などの慢性病
症状の改善の見られない長期の治療
（腰痛などの慢性疾患）

注意！

- (1) 療養費支給申請書は**負傷原因、負傷名、日数、金額**をよく確認し、**必ずご本人が署名**してください。
- (2) 申請内容によっては、加入者様等に電話や文書などで確認をさせていただく場合がありますので、領収書はしっかりもらっておきましょう